

告 示

埼玉県告示第二百九十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第六十一条の規定により、特例認定特定非営利活動法人の特例認定が失効したので、同法第六十二条において準用する同法第五十七条第二項の規定により公示する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

特定非営利活動法人 A, P E A L 研究所

二 代表者の氏名

肥後 好子

三 主たる事務所の所在地

埼玉県所沢市北有楽町二十一番二号

四 失効日

平成三十年三月二十四日